

---

平成21年第2回大和町議会定例会会議録

---

平成21年3月9日（月曜日）

---

応招議員（18名）

1番	藤 卷 博 史 君	10番	浅 野 正 之 君
2番	松 川 利 充 君	11番	鶉 橋 浩 之 君
3番	伊 藤 勝 君	12番	上 田 早 夫 君
4番	平 渡 高 志 君	13番	大 友 勝 衛 君
5番	堀 籠 英 雄 君	14番	中 川 久 男 君
6番	高 平 聡 雄 君	15番	中 山 和 広 君
7番	秋 山 富 雄 君	16番	桜 井 辰太郎 君
8番	堀 籠 日出子 君	17番	大 崎 勝 治 君
9番	馬 場 久 雄 君	18番	大須賀 啓 君

出席議員（18名）

1番	藤 卷 博 史 君	10番	浅 野 正 之 君
2番	松 川 利 充 君	11番	鶉 橋 浩 之 君
3番	伊 藤 勝 君	12番	上 田 早 夫 君
4番	平 渡 高 志 君	13番	大 友 勝 衛 君
5番	堀 籠 英 雄 君	14番	中 川 久 男 君
6番	高 平 聡 雄 君	15番	中 山 和 広 君
7番	秋 山 富 雄 君	16番	桜 井 辰太郎 君
8番	堀 籠 日出子 君	17番	大 崎 勝 治 君
9番	馬 場 久 雄 君	18番	大須賀 啓 君

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅野 元 君	保健福祉課長	浅野 雅勝 君
教 育 長	堀籠 美子 君	産業振興課長	遠藤 幸則 君
代表監査委員	三浦 春喜 君	都市建設課長	高橋 久 君
総 務 まちづくり 課 長	千坂 正志 君	上下水道課長	渋谷 久一 君
財 政 課 長	千坂 賢一 君	会計管理者兼 会 計 課 長	織田 誠二 君
税 務 課 長	佐藤 成信 君	教育総務課長	瀬戸 善春 君
町 民 課 長	瀬戸 啓一 君	生涯学習課長	横田 隆雄 君
環境生活課長	高橋 完 君	総務まちづく り課まちづく り対策官	千葉 恵右 君

事務局出席者

議会事務局長	伊藤 眞也	書 記	藤原 孝義
班 長	瀬戸 正志		

## 【議事日程】

- 日程第 1 「会議録署名議員の指名」
- 日程第 2 「議案第 28 号 平成 21 年度大和町一般会計予算」
- 日程第 3 「議案第 29 号 平成 21 年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計予算」
- 日程第 4 「議案第 30 号 平成 21 年度大和町介護保険事業勘定特別会計予算」
- 日程第 5 「議案第 31 号 平成 21 年度大和町宮床財産区特別会計予算」
- 日程第 6 「議案第 32 号 平成 21 年度大和町吉田財産区特別会計予算」
- 日程第 7 「議案第 33 号 平成 21 年度大和町落合財産区特別会計予算」
- 日程第 8 「議案第 34 号 平成 21 年度大和町奨学事業特別会計予算」
- 日程第 9 「議案第 35 号 平成 21 年度大和町老人保健特別会計予算」
- 日程第 10 「議案第 36 号 平成 21 年度大和町後期高齢者医療特別会計予算」
- 日程第 11 「議案第 37 号 平成 21 年度大和町下水道事業特別会計予算」
- 日程第 12 「議案第 38 号 平成 21 年度大和町農業集落排水事業特別会計予算」
- 日程第 13 「議案第 39 号 平成 21 年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計予算」
- 日程第 14 「議案第 40 号 平成 21 年度大和町水道事業会計予算」
- 日程第 15 「予算特別委員会の設置について」

## 【本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕】

午前 9 時 59 分 開 議

議 長 （大須賀 啓君）

皆さん、おはようございます。

本会議を再開します。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

---

### 日程第 1 「会議録署名議員の指名」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 120条の規定によって、6 番高平聡雄君及び 7 番秋山富雄君を指名します。

---

日程第 2 「議案第 28 号 平成 21 年度大和町一般会計予算」から  
日程第 14 「議案第 40 号 平成 21 年度大和町水道事業会計予算」

議長 （大須賀 啓君）

日程第 2、議案第 28 号 平成 21 年度大和町一般会計予算から日程第 14、議案第 40 号 平成 21 年度大和町水道事業会計予算までを一括議題とします。

前日に引き続き、朗読を省略して提出者の説明を求めます。総務まちづくり課長千坂正志君。

総務まちづくり課長 （千坂正志君）

おはようございます。

事項別明細書の 74 ページをお開きいただきたいと思います。

8 款消防費でございます。このことにつきましては、黒川地域行政事務組合への負担、それから非常備消防団活動、消防施設維持管理、水防活動及び災害対策事業に要する費用の計上でございます。

1 項 1 目非常備消防費の 19 節につきましては、黒川地域行政事務組合への負担金でございます。

9 次に、2 目非常備消防費の 1 節、9 節につきましては、消防団員 565 名に対する報酬及び費用弁償等でございます。

8 節につきましては、団員表彰の際の記念品、11 節につきましては、団員の活動服及び消防演習用資材の予算計上でございます。

19 節につきましては、非常備消防団員補償報償組合負担金及び団員福祉共済への負担金の計上でございます。補助金につきましては、町婦人防火クラブ連合会へ助成をいたすものでございます。

次に、3 目でございます。消防施設費の 11 節につきましては、消防ポンプ等の消防設備の維持管理に要する費用及び修繕費でございます。

13節につきましては、防火水槽管理委託及び消防団呼出装置保守点検業務委託料の計上でございます。

15節につきましては、防火水槽フェンス等6カ所分の修繕工事請負費の計上でございます。

18節につきましては、消防積載車に消防団無線装置を設置をいたすもので、予算の計上でございます。

19節につきましては、消火栓維持管理負担金等の計上でございます。

次に、4目でございます。水防費の8節につきましては、水防協議会委員13名に対する謝金の計上でございます。

11節につきましては、水防団活動用消耗品及び装備品の購入に要する費用の計上でございます。

16節につきましては、水防倉庫備蓄資材、土のう等でございますが、これの購入に要する費用でございます。

次に、5目災害対策費の1節、9節につきましては、防災会議委員15名の報酬及び費用弁償等でございます。

11節につきましては、防災備蓄倉庫用資材及び非常用応急物資等の購入に要する費用の計上でございます。

13節につきましては、木造戸建住宅耐震診断……。

失礼しました。次のページになります。76ページでございます。

13節につきましては、木造住宅耐震診断派遣業務、それに、あと家具の転倒防止業務委託及び防災無線放送施設保守点検等の業務委託料の計上でございます。

18節につきましては、自主防災組織用資機材、照明用発電機等の整備をいたすものでございます。

19節につきましては、衛星通信ネットワーク無線局管理負担金及び木造住宅耐震改修工事助成金3戸分を計上いたしておるところでございます。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

教育総務課長瀬戸善春君。

教育総務課長（瀬戸善春君）

9款の教育費であります。1項1目教育委員会費は、教育委員会の運営にかかわる費用でございます。1節、9節は、教育委員の報酬及び費用弁償であります。

19節につきましては、仙台管内教育委員会協議会ほか1団体に対する負担金の計上であります。

77ページ、事務局費であります。2目の事務局費につきましては、事務局の運営、就学事務、教職員研修、教育相談事業、私立幼稚園就園奨励事業等にかかわる費用であります。

1節は、心身障害児就学指導審議会委員の報酬で、3回の予定であります。

7節賃金は、教育相談員2名の配置によるものであります。

8節報償費は、教職員の各種研修会に係る講師謝金、教育論文応募者賞賜金であります。

14節は、分校児童輸送、特別支援学級移動学習時における車借上料の計上でございます。

19節負担金は、県町村教育委員会協議会ほか6団体に対する負担金でございます。

78ページであります。補助金であります。幼稚園就園奨励費につきましては、私立幼稚園に通園する町内居住の通園園児に対する助成を行うものであります。それから、町教育研究会ほか3件の助成を行うものであります。

28節につきましては、奨学事業特別会計へ繰り出しを行うものであります。

2項小学校費1目学校管理費であります。小学校6校、分校1校における施設維持管理及び児童・教職員の健康診断、学校管理用の備品等の購入に要する費用の計上でございます。

1節の報酬であります。学校医14名、薬剤師5名の報酬、7節賃金は、各小学校の体育館巡視員、プール監視員及び環境整備作業員等の賃金であります。

79ページに移りまして、8節報償費は、運動会賞品及び卒業記念品代等

に係る費用であります。

11節であります。主なものといたしまして、小学校施設の維持管理に要する光熱水費及び燃料等の費用であります。

12節は、インターネット通話料を含めた電話使用料、プール水の検査、火災保険料等の経費についての計上であります。

13節は、児童・教職員の健康診断、学校業務員による業務委託及び学校警備の業務委託料であります。

14節は、コピー機器の借り上げ、陸上記録会、学校間交流事業等の児童輸送にかかわる車借上料等であります。

18節は、机、いす等の管理用備品及び保健室用管理備品の購入であります。

19節は、学校管理下における児童の災害共済負担金及び各種協議会等団体への負担金であります。

80ページであります。補助金につきましては、第18回宮城県小学校生活科・総合的な学習教育研究大会が吉田小学校で実施されますので、その運営補助について計上いたしましたものであります。

2目の教育振興費は、教材備品の整備、魅力ある学校図書館づくり、「たいわっ子」芸術文化推進事業、学校・地域共学推進事業等にかかわる費用であります。

7節賃金は、韓国人児童に対する日本語指導助手配置に要する賃金の計上であります。

8節は、学校間交流事業にかかわる講師謝金の計上であります。

11節は、教示用消耗品のほか、1年生から6年生までの全児童を対象といたしました学習到達度調査費、コンピューター用消耗品代等であります。

13節委託料ですが、主なものといたしまして、地域活性化臨時交付金を活用いたしました特別支援学級支援員、学校図書支援員を配置するための委託料であります。

18節は、一般教材備品及び学校図書整備に係る経費について計上いたしましたものであります。

なお、この学校図書整備の財源といたしまして、平成20年の2月に群馬



県の千葉登美子様からの1,000万円の寄附を活用いたしまして、2カ年にわたり中学校も含めて千葉文庫といたしまして整備をいたすものであります。

19節補助金は、学校・地域共学推進事業として各学校へ交付いたすものであります。それから、交付金であります。4キロメートル以上の遠距離通学者に対し通学費用を交付するものであります。

20節扶助費であります。要保護及び準要保護並びに特別支援学級児童に対する扶助費であります。

3目ですが、施設整備費につきましては、小学校施設の維持管理に要する費用で、11節需用費であります。修繕料につきましては急破修繕料についての計上であります。

13節委託料につきましては、吉岡小学校の屋根修繕工事設計業務及びダムウエーター、自家用電気工作物、消防設備等の保守点検等業務委託料の計上であります。

15節工事請負費につきましては、落合小学校プールサイド改修工事、宮床小学校プール附属棟屋根修繕工事であります。

次に、3項中学校費1目学校管理費であります。中学校2校における施設の維持管理及び生徒・教職員の健康診断、学校管理用備品等の購入に要する費用であります。

1節につきましては、学校医及び薬剤師等の報酬であります。

7節につきましては、事務補助員及び体育館巡視員等の賃金であります。

8節は、運動会の賞品及び卒業生への記念品代等であります。

11節は、一般消耗品、光熱水費及び燃料費等の計上でございます。

82ページであります。12節は電話料、各種検査手数料及び火災保険料等であります。

13節委託料につきましては、生徒・教職員の健康検査委託、学校業務員業務委託、スクールバス運行業務委託料等であります。

14節は、スクールバス転回場土地借上料及び中体連、駅伝大会等の生徒輸送車借上料であります。

18節は、机、いす等の学校用備品の整備に要する計上であります。

19節負担金であります。黒川地区防火管理協議会ほか各種協議会等への負担金及び学校管理下における生徒の災害負担金の計上であります。

2目の教育振興費であります。教示用経費、学校図書館づくり、外国語指導助手の配置にかかわる費用であります。

83ページの1節であります。自治体国際化協会派遣外国語指導助手1名の報酬であります。

9節は、自治体国際化協会派遣外国語指導助手の招致旅費等です。

11節の消耗品費であります。これにつきましては1年生から3年生までの全生徒を対象といたしました主要教科の学習到達度調査等を計上いたしましたものであります。

13節、外国語指導助手の業務委託、それから地域活性化臨時交付金を活用いたしました学校図書支援員の配置委託及びコンピューターサーバー保守点検業務委託料等です。

14節は、自治体国際化協会派遣外国語指導助手の車借り上げ及び住宅借上料等です。

18節は、学校図書及び一般教材備品の整備に要する費用の計上です。

19節は、自治体国際化協会負担金及び学校・地域共学推進費としての各学校へ支援を行うものであります。

20節は、要保護及び準要保護生徒に対する援助、それから特別支援教育奨励費の計上です。

3目施設整備費であります。中学校2校の施設維持管理に要する費用の計上です。

84ページであります。15節の工事請負費につきましては、宮床中学校南校舎玄関タイルの修繕工事、大和中防砂ネット設置工事等の計上です。

18節につきましては、宮床中学校での不登校生徒に対する特別支援室の整備に要する備品整備に要する計上です。以上です。

議長（大須賀 啓君）

生涯学習課長横田隆雄君。

生涯学習課長（横田隆雄君）

続きまして、4項社会教育費1目社会教育総務費についてご説明いたします。

生涯学習課、公民館関係の主要な施策概要につきましては、30ページから掲載しておりますので、あわせてご参照お願いしたいと思います。

初めに、1目の主な事業でございますが、生涯学習推進のための生涯学習まつりの開催、そのほかパソコンの技術講習、家庭教育、青少年教育、成人教育、そして社会教育施設の管理を行うものでございます。これらの事業に要します経費の主なるものについて説明いたします。

1節の報酬につきましては、社会教育委員15名分でございます。

8節報償費は、まほろば大学での文化講演会、各種教室や講座のほか、放課後子供教室、学校支援地域本部事業のコーディネーターへの謝金、原阿佐緒賞の選考委員への謝金等となっております。

9節の旅費につきましては、特別旅費が大きいところでございますが、これは、たいわっ子夢航路あるいは未来塾、冒険塾、ジュニアリーダーの研修旅費、原阿佐緒賞選考委員等の旅費でございます。

11節の需用費につきましては、放課後子供教室などの各種教室の消耗品が大きなものでございます。印刷製本費でございますが、生涯学習カレンダー、まほろば大学の案内チラシ、各種教室の資料、活動記録の印刷代でございます。

12節の役務費の広告料につきましては、原阿佐緒賞の短歌応募ですが、これは月刊誌短歌あるいは現代短歌、これらに掲載して全国から公募するものでございます。

13節の委託料につきましては、町民パソコン教室、ジュニアリーダー業務、原阿佐緒記念館などの社会教育施設の管理等警備業務の委託料でございます。

14節でございますが、土地借上料につきましては、民俗談話室の敷地等の借り上げ分でございます。

19節の負担金補助につきましては、黒川地域行政事務組合への視聴覚負担金のほかの内容となっております。補助金につきましては、前年同額といたしております。

次に、2目の公民館費についてでございます。公民館の運営費用でございますが、総務費のほか青少年から成人、婦人、高齢者までの事業活動、町民文化祭の芸術文化推進事業、図書室運営事業等の経費をお願いしてございます。

86ページになります。

まず、第1節でございますが、これにつきましては分館長42名分の報酬でございます。

7節賃金につきましては、図書室のパート4名分でございます。

8節報償費でございますが、公民館事業の各種講座に対する講師の謝礼金、成人式、町民文化祭、小中学生の書き初め大会の記念品などとなっております。

11節の需用費の主なものにつきましては、一般消耗品のほか各種教室と講座の材料費、資料の印刷代などがございます。

13節につきましては、町民文化祭などの催しの際に音響・照明等の操作人員が不足しますので、臨時的に委託するものでございます。

14節につきましては、図書管理システムリース料や各講座の移動研修のバス借上料が主なものでございます。

19節につきましては、県青年体育大会、文化祭等、これに対する負担金。補助につきましては、町の連合青年団、婦人会の連合会、文化協会への補助金でございます。

続きまして、3目の文化財保護費でございます。文化財の保護と普及に努めるもののほか、町道馬場後石高線の道路工事等に伴います小野A遺跡ほかの発掘調査、整理作業に要する費用を計上いたしてございます。

1節の報酬につきましては、文化財保護員5名分でございます。

7節の賃金につきましては、遺跡発掘等整理作業員、発掘調査嘱託員1名分の賃金でございます。

8節報償費は、郷土史講座4回と文化財めぐりの講師謝礼といたしております。

14節につきましては、馬場後石高線ほかの道路工事に伴う遺跡の発掘調査にかかりますバックホーあるいはダンプカー、そのほかプレハブの設置の賃借料でございます。

15節の工事請負費につきましては、文化財の表示用の標柱、大分腐食が進んでおりますので更新をするものでございます。

88ページになります。

19節補助金につきましては、町内9団体の保存会に1団体当たり2万円の補助をいたすものでございます。

次に、4目のまほろばホール管理費でございます。まほろばホールの貸し館及び施設の維持管理に要するものでございます。

1節の報酬、9節旅費でございますが、まほろばホール運営員7名の報酬及び費用弁償でございます。

11節需用費につきましては、一般消耗品のほか電気、水道、灯油、ガス等の燃料費、光熱水費が主なものでございます。

12節役務費につきましては、建物の火災保険、そのほか電話、切手等の通信運搬費でございます。

13節につきましては、施設の総合管理業務の委託のほかに、電気料金の軽減を図るための電気料金デマンド業務委託分ということで新規にお願いしてございます。

18節備品購入費でございますが、ワイヤレスマイクシステムの更新をするものでございます。

19節、主なものにつきましては、大和町文化振興協会への自主事業運営費補助でございます。前年より3%の減といたしております。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

教育総務課長瀬戸善春君。

教育総務課長（瀬戸善春君）

5目の教育ふれあいセンター管理費であります。吉田ほか2ふれあいセンターの管理運営等にかかわる経費についての計上であります。

7節は、体育館巡視員等の賃金であります。

11節は、主なものといたしまして施設の電気料等であります。

13節は、センター管理業務員等の委託料、及び施設設備維持管理と、それから警備委託の委託料であります。

19節は、黒川防火管理協議会への負担金であります。

次に、6目の森の学び舎活動費につきましては、施設の管理運営に要する費用であります。

11節、12節は、施設の維持管理費用の計上であります。

13節は、施設の清掃管理等の委託料の計上であります。

14節は、学校教育活動での施設利用に係る町内児童生徒の輸送の車借上料であります。以上であります。

議 長 （大須賀 啓君）

生涯学習課長横田隆雄君。

生涯学習課長（横田隆雄君）

次に、5項保健体育費の1目保健体育総務費でございます。スポーツ振興審議会、体育協会、体育指導員会等の活動、スポーツ少年団等への支援助成、各種スポーツ教室、大会運営、武道館の管理などに要する費用で計上いたしております。

90ページになります。

1節につきましては、スポーツ振興審議会委員5名分と体育指導員15名分の報酬でございます。

8節報償金は、スポーツ教室、各種大会の講師、審判員への謝礼、賞賜金につきましては、スポーツ支援奨励金の交付、スポーツ賞の顕彰を行うほか、各種大会でのメダル、盾の授与を行うものでございます。

11節需用費につきましては、コピー等の一般事務用品のほかに、南川ダム周辺での「歩け走れ大会」の賄い料が主なものでございます。

18節備品購入費につきましては、ニュースポーツの普及を図るということで、キンボール、あとカローリング、これはカーリングの室内用のちょっと変えたものでございますが、簡易なカーリングみたいな形のものでご

ございますが、その用具を購入するものでございます。

19節につきましては、ハンドボール日本リーグ開催費の負担金、町体育協会、スポーツ少年団に補助するものでございます。

次に、2目の体育センター管理費でございますが、体育センターの管理運営に要する経費を計上いたしてございます。

11節の需用費につきましては、電気、水道料のほかに、修繕料としましてはブラインドを修理するものでございます。

13節の委託料につきましては、消防設備、電気設備の保守点検委託料でございます。

次に、3目広場管理費でございますが、宮床、吉田の玉ヶ池、北目、鶴巢の山田、三ヶ内のレクリエーション広場5カ所分の管理運営費でございます。

13節の委託料につきましては、各広場、地域に管理運営を委託するものでございます。

15節の工事請負費につきましては、宮床レクリエーション広場の排水等の整備を行うものでございます。

次に、4目の総合運動公園管理費でございます。総合体育館、多目的広場、陸上競技場、テニスコートなどの公園内の管理運営の費用でございます。

7節につきましては、施設管理嘱託員5名でございますが、その賃金でございます。

11節につきましては、燃料費、光熱水費が主なもので、修繕料につきましては自動ドア監視カメラの修理、小破修繕料となっております。

92ページになります。

13節の委託料につきましては、施設の管理及び保守点検の委託料でございます。屋内分としては電気設備の保安管理、夜間の警備、清掃管理、各設備の保守点検業務、屋内外では除草、植栽などの業務でございます。

14節の機械借り上げにつきましては、施設利用の券売機、印刷機のリース料となっております。

18節備品購入費につきましては、バレーボール用のネット支柱の購入をするものでございます。

次に、5目のダイナヒルズ公園の管理費でございますが、野球場、テニスコート及び多目的広場の管理運営費でございます。

済みませんが、5目のダイナヒルズ公園管理費ですが、ダイナヒルズということだけ、「公園管理費」が印刷漏れでございますので、ご記入をお願いしたいと思います。

このうちの13節の委託料につきましては、施設管理業務として芝生管理、植栽、除草、清掃、電気設備の保守点検委託料となっております。

14節につきましては、スポーツトラックの搬送の際の2トンダンプのリース料でございます。

次に、6目の自転車競技場管理費でございますが、施設の維持管理業務について県スポーツ振興財団から町が委託を受けて管理をしておるものがございます。

11節につきましては、修繕料が走路クラック等の補修代でございます。

13節につきましては、芝の管理、電気設備の保守、浄化槽あるいは夜間警備等、管理の委託業務となっております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（大須賀 啓君）

教育総務課長瀬戸善春君。

教育総務課長（瀬戸善春君）

93ページの7目の学校給食センター費であります。学校給食センターの管理運営及び学校給食の提供に要する費用であります。

21年度の学校給食につきましては、米飯給食の回数を週3回から4回にふやすとともに、全学校に従来より保温性の高い食缶でご飯を提供する計画であります。

なお、給食費につきましては、据え置きにより対応することといたしております。

1節につきましては、学校給食運営審議会開催に伴う委員の報酬であります。

9節につきましては、学校給食運営審議会委員の費用弁償等でありま



す。

11節であります。学校給食の賄い材料及び給食センターの施設運営に要する光熱水費及び施設設備、厨房機器の修繕費であります。

12節につきましては、電話料、給食センター及び学校職員の検便検査料や学校給食費を含む校納金の振替手数料であります。

13節であります。学校給食調理業務委託料及び給食センターの施設維持管理委託料であります。

14節につきましては、印刷機、清掃用具借り上げなどのリース料であります。

15節につきましては、ボイラー蒸気管や電力区分開閉機の交換工事であります。

94ページであります。18節であります。食缶など厨房機器の備品購入であります。

19節につきましては、学校栄養士会及び学校給食連絡協議会の負担金であります。以上でございます。

議長 (大須賀 啓君)  
財政課長千坂賢一君。

財政課長 (千坂賢一君)

それでは、10款の災害復旧費でございますが、1項、2目とも科目の設定でございます。3目まででございます。

95ページの公債費でございますけれども、起債の残高に伴いまして21年度元金及び利子の償還分についての計上を行ったところでございます。うち元金8億2,241万8,000円には繰上償還を行う部分1億860万円を含むものでございます。

なお、以前にお渡しいたしております説明資料の「公的資金補償金免除繰上償還」ということでお渡しをいたしておりましたが、そちらの方でちよっとご説明をさせていただきますので、お手元の方にご用意をお願いいたします。よろしいでしょうか。

1ページをお開きいただきます。

21年度につきましては、一般会計、下水道事業会計、水道事業会計の3会計について繰上償還予定でございますので、当初予算にすべて計上いたしておりますが、1ページについて一般会計分を記載いたしております。

上段の表が21年度繰上償還を予定いたします四つの事業についての内容を記載いたしております。公営住宅が2件、義務教育関係が2件という内容になってございます。

右下のところに補償金免除相当額というふうになってございますが、22年度以降の利子部分について免除になる金額が2,373万何がしになるという内容の記載でございます。

下の段に参考といたしまして、19、20、21と3カ年間この制度が措置される内容になってございますので、この3カ年間の内容を記載いたしたところでございます。

19年度分につきましては、差し引きとして45万7,000円、20年度分につきましては、3月25日に繰り上げをする予定でございますが、そちらの真ん中のところに借換債利率というふうに書いてございますが、町内の金融機関から貸付利率の見積もり提出をいただきまして決定をいたしておりますが、一般会計についてのみ期間の短い部分がございますので、そこ1.2とだけ書いてありますが、0.5から1.2の区分になります。0.5の部分と0.8の部分と1.2の部分、三種の利率になってございます。下水道、上水道については、記載の利率のみでございます。そちらの部分で支払い利息が703万円ほどあったものが、借り換えをすることに伴いまして、新たに借り換えする利率に変更したことに伴いまして70万円ほどの利子になって、630万円ほどプラス効果が発生するという内容でございます。

21年度につきましては、仮に1.5%で借りたとした場合というふうに今想定をいたしてございます。そちらの部分についての、右端になります。差し引きで1,845万円ほどのプラス効果が生まれるだろうという推定にしてございます。3カ年の一般会計でのプラス効果は2,524万3,000円ほどという内容で整理をいたしたものでございます。

下水道、水道等については、おのこの会計時の説明時にお話があるかどうかと思いますので、割愛をさせていただきます。

それでは、95ページの方にお戻りをいただきます。

公債費につきましては、トータルで9億7,977万1,000円の歳出計上でございますが、うち借り換え分が1億860万円含まれておりますので、純然たる公債費とした場合は約2億8,400万円ほど対前年度でマイナスになるという内容のものでございます。

12款の予備費については、例年どおり1,000万円の措置で、諸支出金につきましては21年度想定がございませんので、款の設定を行わないものでございます。以上でございます。

議長（大須賀 啓君）  
町民課長瀬戸啓一君。

町民課長（瀬戸啓一君）

続きまして、予算に関する説明書の111ページをお願いいたします。国民健康保険の関係でございます。111ページでございます。

議案第29号 平成21年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計予算でございます。

平成21年度大和町の国民健康保険事業勘定特別会計予算は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ19億702万9,000円と定めるものでございます。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」によるものでございます。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定によります一時借入金の借入れの最高額は、5,000万円と定めるものでございます。

予算明細書の118ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1款国民健康保険税1項につきましては、1目、2目とも国民健康保険税の見込額の計上でございます。各税目ごとに、ほぼ平成20年度ベースで見込んでおります。

次のページをお願いいたします。

2款使用料及び手数料1項1目の督促手数料でございますけれども、科

目の設定でございます。

3款国庫支出金1項1目につきましては、療養給付に要します国からの定率の負担金でございます。

2目につきましては、高額医療費を緩和するための国庫負担金でございます。

3目につきましては、特定健診に要する国からの負担金でございます。

2項国庫補助金1目財政調整交付金につきましては、医療実績及び事務費に要する国からの交付金でございます。

4款療養給付費交付金1目につきましては、退職者医療に係ります交付金でございます。社会保険診療報酬支払基金より交付されるものでございます。

5款前期高齢者交付金1目につきましては、前期高齢者数相当分の交付金でございます。これにつきましても社会保険診療報酬支払基金よりの交付金でございます。

6款県支出金1項1目につきましては、高額医療費を緩和するための県からの助成金でございます。拠出金の4分の1相当額が交付されるものでございます。

2目につきましては、特定健診に際します県からの負担金でございます。

2項県補助金1目につきましては、県よりの交付金でございます。医療給付費総額の6%相当額でございます。

2目の民生費県補助金につきましては、これにつきましては乳幼児医療に要する事務費の補助でございます。これにつきましては平成20年度までは一般会計の方で受け入れ計上しておりましたが、県の指導によりまして、平成21年度からは国保会計で受けることとなったものでございます。

7款共同事業交付金1項1目につきましては、医療のレセプト月1件当たり80万円を超える多額の高額医療に対しましての国保連合会からの交付金でございます。

次のページをお願いします。

2目につきましては、レセプト1件月30万円を超える高額医療費への交付金でございます。国保連合会より30万円を超え80万円以下の部分に対

しまして定率に交付される交付金でございます。

8款財産収入1項1目につきましては、国保基金利子を計上したものでございます。

9款繰入金1項1目、一般会計からの繰入金でございます、国民健康保険税の軽減措置分並びに職員の人件費等への充当でございます。

2項基金繰入金1目につきましては、国保基金からの繰入金でございます。

10款繰越金1項、これにつきましては1目、2目それぞれ平成20年度よりの繰り越し予定額でございますけれども、1目につきましては、医療費精算還付のための科目設定でございます。

11款諸収入1項、1目、2目とも税の滞納に対します延滞金等でございます、科目の設定でございます。

2項町預金利子、国保会計の預金利子でございます、これも科目設定でございます。

3項の受託事業につきましても科目の設定でございます、特定健診に係る受託料でございます。

4項の雑入につきましては、1目、2目、3目、次のページ、4目とも、これにつきましては交通事故等によります第三者求償によるものでございまして、これにつきましてはそれぞれ科目の設定でございます。

5目の雑入につきましても、医療費精算に対応するための科目の設定でございます。

歳出でございます。

1款総務費1項1目一般管理費につきましては、11節につきましては、国民健康保険証、高齢者受給者証の作成代金でございます。

12節につきましては、保険者証の郵送代等でございます。

13節につきましては、医療レセプトの点検の電算委託でございます。

2目の団体負担金でございますけれども、これにつきましては、19節、宮城県国保連合会への町村割負担金及び宮城県国民健康保険運営協議会連絡会への会員拠出金でございます。

次のページをお願いします。

2項徴税费1目につきましては、9節につきましては、大和町納税組合

への研修会旅費でございます。

11節につきましては、納税通知書等の発送でございます。

12節につきましても、納税通知書の発送代でございます。

続きまして、3項運営協議会費1目につきましては、国民健康保険運営協議会費でございまして、1節につきましては、国民健康保険の運営協議会委員9人分の報酬でございます。

9節につきましては、9人分の委員の費用弁償、11節につきましては、会議等のお茶代等でございます。

4項趣旨普及費1目につきましては、国民健康保険制度改正等のパンフレット等の購入代金でございます。

2款保険給付費1項療養諸費の1目から4目につきましては、それぞれの医療費の公費負担分、公費で負担する7割相当分でございます。国保連合会へ支払う分でございます。

5目の審査手数料につきましては、医療費の審査手数料でございまして、これにつきましても国保連合会へ委託するものでございます。

2項高額療養費につきましては、1目から4目まで、高額医療費につきましましてそれぞれ各人の限度額を超える部分につきましまして公費で負担する部分でございます。

次のページをお願いします。

3項葬祭費1目につきましては、葬祭費の計上でございまして、葬祭費は1件当たり5万円でございます。

4項出産育児諸費1目につきましては、出産育児一時金の計上でございまして、1件当たり38万円となっております。

5項移送費につきましては、1目、2目とも病院間の患者の輸送費用でございます。

3款後期高齢者支援金等でございます。1目につきましては、国保会計より後期高齢者支援金としまして国が定める率に基づきまして社会保険診療報酬支払基金へ支払うものでございます。

2目につきましては、上記同様の事務費相当分でございます。

4款前期高齢者納付金等でございます。1項1目、2目につきまして、それぞれ上の3款同様、前期高齢者分の社会保険診療支払基金への納付

金、拠出金でございます。

5款老人保健拠出金1項1目、2目につきましても、それぞれ3款、4款同様に、制度に基づきまして老人保健分につきまして国保会計より社会保険支払基金への拠出金でございます。

6款介護納付金1項1目介護納付金でございますけれども、介護保険者に係ります納付金でございますして、人数相当分につきまして社会保険診療支払基金の方へ納付するものでございます。

次のページをお願いいたします。

7款共同事業拠出金1項1目、2目とも、それぞれ国保連合会への支払拠出金でございますして、国民健康保険の財政の安定を目的としました医療費の実績に基づく拠出でございます。

8款保健事業費1項1目につきましては、特定健診、特定保健指導に要する経費の計上でございますして、11節につきましては、チラシ、案内等の印刷代でございます。

13節の委託料につきましては、健診のデータ管理業務の委託、国保連合会への健診の実施の委託料等でございます。

2項保健事業費1目の7節につきましては、医療費の通知等事務の賃金及び健康保健教室の講師への賃金でございます。

8節につきましては、健康世帯への記念品等でございます。

12節につきましては、医療費の通知書の郵送料等でございます。

13節につきましては、医療費通知等の電算への委託料でございます。

14節につきましては、健康教室参加者への移送に要する車借上料、28節につきましては、一般会計への繰出金でございますけれども、一般会計で実施します健診に対しまして国民健康保険負担相当分につきまして繰り出すものでございます。

9款基金積立金1項1目につきましては、基金の積み立てであり、利子相当分を計上いたしました。

10款公債費1項1目利子につきましては、一時借入金の利子でございますして、科目設定でございます。

11款諸支出金1項償還金及び還付加算金につきましては、1目から次のページの5目まで、国保税の還付金、医療給付費の精算償還及び病院等に

おきます医療費の錯誤等に対処するための精算還付・返還金等を予算措置したものでございます。

12款予備費につきましては、予備費の予算措置でございます。以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

保健福祉課長浅野雅勝君。

保健福祉課長（浅野雅勝君）

136ページをお願いいたします。

議案第30号 平成21年度大和町介護保険事業勘定特別会計予算でございます。

介護保険事業勘定特別会計予算につきましては、次に定めるところによるものでございます。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12億 5,911万 6,000円とするものでございます。

2項の歳入歳出予算の款項の区分、金額につきましては、第1表のとおりでございます。

それから、第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定によります一時借入金の借入れの最高額を3,000万円と定めるものでございます。

142ページをお願いいたします。

事項別明細書の歳入でございます。

1款1項1目第1号被保険者保険料でございます。1節につきましては、特別徴収4,475人分の保険料を計上したものでございます。

2節の普通徴収、予定者497人分の保険料見込額を計上したものでございます。

それから、2款1項でございますけれども、科目の設定でございます。

それから、2項の1目でございますが、生活援助事業利用者の負担料でございます。

3款1項1目介護保険給付費の1節でございますけれども、これにつきましては介護給付見込額の法定負担分での計上でございます。

143ページをお願いいたします。

2項国庫補助金でございますが、1目調整交付金につきましては、介護給付見込額



での計上でございます。

2目地域支援事業交付金の介護予防事業につきましては、現年度予防給付の計上でございます。

それから、3目の包括的支援事業・任意事業につきましては、介護予防ケアマネジメント事業に要するものでございます。

それから、4款1項1目介護給付費負担につきましては、介護給付費見込額の30%を社会保険診療報酬支払基金からの法定の負担分の計上でございます。

それから、2目地域支援事業支援交付金でございますが、現年度予防給付費での計上でございます。

それから、5款1項1目の介護給付費負担でございますけれども、介護給付費見込額の12.5%の法定負担分での計上でございます。

144ページの2項1目、2目でございますけれども、これにつきましては科目の設定でございます。

それから、3款県補助金1目地域支援事業の介護予防事業につきましては、予防給付費の法定負担分での計上でございます。

2目包括的支援事業・任意事業につきましては、ケアマネジメント事業に要するものの計上でございます。

6款1項1目、財政調整基金の利子分でございます。

7款1項1目の1節の介護給付費繰入金でございますけれども、介護給付費見込額の12.5%分の計上でございます。

それから、2節につきましては、職員給与等の繰り入れでございます。

それから、3節、それから次の145ページをお願いいたします。4節でございますけれども、介護予防事業、それから包括的支援事業・任意事業への法定負担分での一般会計からの繰り入れでございます。

それから、2項基金繰入金の1目財政調整基金繰入につきましては、財源の調整による繰り入れでございます。

それから、2目の介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金でございますけれども、介護従事者の処遇改善のために行われる介護報酬の改定によります介護保険料の上昇を抑制するため国より交付されるものの繰り入れでございます。

8款については、繰越金の計上。

9款1項につきましては、科目の設定でございます。

146ページでございますけれども、2項、これにつきましては歳計現金利子分の見込みでございます。

それから、3項1目、2目、3目につきましては、科目の設定でございます。

4目の雑入でございますけれども、一つとしましては、グループホームすずらんからの土地代の収入、それから給食サービス利用者の負担、それから予防計画サービス収入を計上してございます。

次に、歳出、147ページをお願いいたします。

1款の総務費でございます。これにつきましては、介護保険事務に係る費用の計上でございます。

1項1目一般管理費でございますけれども、そのうちの11節につきましては、事務用品、予算決算書等の印刷費でございます。

12節の主なもの、手数料でございますけれども、これにつきましては介護保険システムプログラム保守料などの計上でございます。

13節につきましては、21年度対応のシステム改正の委託料でございます。

14節のうち土地借上料につきましては、すずらんの借上料、それから機械借上料につきましては、介護保険システムのリース料でございます。

19節につきましては、1団体への負担金でございます。

25節につきましては、基金利子の積み立ての計上でございます。

148ページでございますけれども、2項の1目賦課徴収費でございますけれども、11節につきましては、印刷製本、それから保険料納入通知書等の印刷代、12節につきましては、介護保険料の額の通知、それから納入通知に係る通信費の計上でございます。

それから、3項1目認定調査等費の8節でございます。介護認定1次判定調査員の謝礼でございます。

それから、11節でございますが、コピー代のほか車両に係る経費を計上してございます。

12節につきましては、そのうちの手数料でございますけれども、要介護認定のための主治医意見書の作成料の計上でございます。

それから、13節は、指定居宅介護支援事業者等の委託の分でございます。

19節、これにつきましては介護認定審査会に係ります黒川地域行政事務組合への負担金、27節は重量税。

4項になります。4項1目計画策定委員会費でございますけれども、その中の1節、9節でございますけれども、これにつきましては介護保険運営委員会の費用の計上でございます。15人分でございます。

149ページでございます。

2款1項1目居宅介護サービス給付等費でございますけれども、19節でございますが、要介護者のホームヘルプ、デイサービス、グループホームなどのサービス給付見込額での計上でございます。

それから、2目施設介護サービス給付等費の19節でございますけれども、特別養護老人ホーム、老人保健施設などの利用に係る給付見込額でございます。

それから、3目居宅介護サービス計画等費の19節でございますが、ケアプラン作成に係ります見込額。

それから、4目地域密着型介護サービス給付等費の19節でございますが、グループホームなど地域密着型サービスに係る費用の計上でございます。

2項1目高額介護サービス等費でございますけれども、12節につきましては、決定通知費用の計上でございます。

19節につきましては、要介護者の介護サービスが高額となった場合の給付額の計上でございます。

2目でございますが、高額介護予防サービス費の19節でございますが、要支援1、2の方が介護予防サービスを受けて高額となった場合の給付見込額での計上でございます。

150ページの3目でございますが、高額医療合算介護サービス費でございます。19節、各医療保険におけます世帯内での医療及び介護保険の医療制度におきまして自己負担合計が著しく高額となった場合、上限額を超えた部分が高額医療合算介護サービスとして支給するものでございます。

それから、3項1目介護予防サービス給付等費の19節でございますが、要支援1、2の方から介護予防サービスを受けたときに係ります給付見込額でございます。

それから、2目介護予防サービス計画給付等費でございます。19節、要支援1、2の方の介護予防ケアプラン作成に係る費用でございます。

それから、4項1目でございます。特定入所者介護サービス等費の19節でございますけれども、これにつきましては要介護者がショートステイを利用した費用の分の計上でございます。

次に、151ページをお願いいたします。

5項1目でございます。審査支払手数料、これの12節でございますけれども、国保連合会に対します審査手数料でございます。

それから、3款の1項の1目、2目につきましては、科目の設定でございます。

それから、4款1項1目介護予防特定高齢者施設事業費でございますけれども、7節、8節につきましては、訪問調査、指導の際の看護師、医師などの費用の計上、11節、コピー代等、12節につきましては郵便料、それから13節につきましては、運動機能向上のための転倒予防事業、生活機能評価業務の委託料を計上してございます。

152ページの2目でございます。介護予防一般高齢者施設事業費でございます。7節でございますが、これにつきましては介護予防講座などの看護師、栄養士などの賃金の計上、8節につきましては、介護予防研修会、出前講座、いきいきボランティアなどでの謝礼の費用の計上でございます。

11節につきましては出前講座等の資料代、12節につきましては郵便料、13節につきましては、自立判定者生活援助サービスなどの業務の委託の費用の計上でございます。

2項1目介護予防ケアマネジメント事業費でございます。この中での8節でございますけれども、地域包括支援センター運営協議会委員の謝礼、13人分の計上でございます。

11節につきましては事務用品等の計上、12節につきましては、その中で手数料でございますけれども、包括支援センターシステムの保守料の計上でございます。

13節の委託料、これにつきましては新予防給付ケアマネジメント業務の委託の計上でございます。

153ページでございますけれども、14節、これにつきましては包括支援センターシステム機械の借上料の計上でございます。

それから、2目総合相談事業費につきましては、どのような支援が必要なのか実態把握に要する費用の計上でございます。

3目権利擁護事業費、これにつきましては虐待の早期発見や防止、成年後見人制度の活用を図るための費用の計上でございます。

それから、4目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費でございますけれども、ケアマネジャー、ケアスタッフ等の研修費用を計上してございます。

それから、5目でございます。任意事業費の8節でございますが、これにつきまし

てはコールセンター協力員、愛の訪問員、それから成年後見人等の弁護士等の費用の計上でございます。

12節、コール機器設置の手数料でございます。

13節でございますが、配食サービス、コールセンター業務の委託について計上してございます。

5款につきましては、予備費の計上でございます。以上でございます。

議長 (大須賀 啓君)

暫時休憩します。

休憩時間は10分間とします。

午前11時07分 休憩

午前11時17分 再開

議長 (大須賀 啓君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

財政課長千坂賢一君。

財政課長 (千坂賢一君)

それでは、160ページをお願いいたします。

議案第31号 平成21年度大和町宮床財産区特別会計予算でございます。

歳入歳出予算につきましては、それぞれ2,186万7,000円と定めるものでございます。

内訳については、第1表のとおりでございます。

では、164ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますけれども、1款1項1目総務費県補助金につきましては、高山地内の財産区有林につきまして除間伐を行うものでございます。対象は2.31ヘクタールで、その助成金を計上いたしました。

2款1項1目の財産貸付収入につきましては、生産森林組合ほかへの貸付収入の計上でございます。

2目の利子及び配当金につきましては、財産区造成基金の利子を計上いたしました。  
2款2項1目不動産売払収入につきましては、科目の設定を行ったものでございます。

3款1項1目財産造成基金繰入金につきましては、歳出歳入の差額分につきまして財源として基金からの繰り入れを行うものでございます。

繰越金以下につきましては、科目の設定を行ったものでございます。

166ページをお願いいたします。

歳出でございますが、1款1項1目管理会費につきましては、管理員7名分の運営経費を計上したものでございます。

2款1項1目一般管理費につきましては、財産区の事務経費について計上したもので、4節共済費につきましては嘱託員の社会保険料、7節賃金につきましては、用務員、嘱託員おのおの1名分の賃金を計上いたしております。

11節需用費につきましては、ガス、灯油等の燃料費、予算決算書の印刷経費を計上してございます。なお、印刷製本費につきましては、平成22年で財産区結成55周年を迎えるということで、その記念誌の印刷について予定をいたしてございます。費用的には27万2,000円ほどの予定で組んでございます。

2目の財産管理費につきましては、直営林の管理経費を計上したものでございます。

7節賃金につきましては、財産区有林の管理作業員並びに毎月財産区有地の巡視を行っている2名分の巡視員の賃金を計上いたしてございます。

13節の委託料につきましては、収入でご説明をいたしました除間伐の経費に作業道の刈り払い経費を計上いたしてございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、町林業地域振興協議会ほか3団体への負担金を計上いたしてございます。

3目諸費につきましては、19節については、3区で構成いたしております町の財産区連絡協議会への負担金、28節につきましては、一般会計の諸費でご説明を申し上げましたが、財産区から一般会計への繰り出しを受け助成する経費に加えまして、先ほどご説明がありましたが、宮床レクリエーション広場の暗渠整備に441万円、それから事務費負担分として188万2,000円を加えた分が繰出金として整理されたものでございます。

それでは、169ページをお願いいたします。

議案第31号 平成21年度大和町吉田財産区特別会計予算でございますが、歳入歳出

それぞれ 618万 6,000円と定めるもので、内容につきましては、第1表のとおりでございます。

内訳につきましては、173ページをお願いいたします。

歳入の1款1項1目総務費県補助金につきましては、直営地壇ノ下地内の除伐1、3.8ヘクタールを行うことに対しましての補助金を計上したものでございます。

2款1項1目財産貸付収入につきましては、愛林公益会ほかへの貸付収入を計上しました。

2目の利子及び配当金につきましては、基金の利子の計上でございます。

2款2項1目不動産売払収入につきましては、科目の設定でございます。

3款1項1目財産造成基金繰入金につきましては、歳出との差額部分につきまして基金からの繰り入れを計上したものでございます。

4款1項繰越金につきましては、科目の設定でございます。

5款1項1目森林総合研究所支出金につきましては、旧緑資源公団の分収造林の管理費に伴います収入を計上したもので、壇ノ下地内の除伐2、9.51ヘクタールと、除伐1、6ヘクタールを実施する予定の内容のものでございます。

5款の2項、3項につきましては、おのこの科目の設定でございます。

175ページをお願いいたします。

1款1項1目管理会費につきましては、管理員7名分の報酬等の管理会の運営に要する経費を計上したものでございます。

2款1項1目一般管理費につきましては、一般事務費の計上でございます。

2目の財産管理費につきましては、直営林等の管理経費を計上したもので、7節賃金につきましては森林作業等の作業員、それから12節の役務費につきましては、直営地の森林災害保険料の更新に伴いまして18.06ヘクタール分計上いたしました。

13節委託料につきましては、収入でご説明申し上げました壇ノ下地内の除伐に伴います委託料の計上でございます。

19節につきましては、町林業地域振興協議会ほか3団体への負担金計上でございます。

3目森林総合研究所分収造林管理費につきましては、12節の役務費につきましては、壇ノ下地内の平成元年植栽分につきましては、20年は研究所の負担で保険料の支払いが行われますが、20年経過した以降については自前での負担ということになる。そういう規定になっておるそうでございますので、その部分の保険料の計上、委託料

につきましては、壇ノ下地内の除伐関係の経費を計上いたしました。

4目諸費につきましては、19節については、宮床と同様、町財産区連絡協議会への負担金と、28節につきましては、諸費でご説明申し上げました各種団体連絡協議会並びに吉田地域振興協議会への助成分について、町一般会計へ繰り出しするものでございます。

予備費につきましては、科目の設定でございます。

178ページをお願いいたします。

議案第33号 平成21年度大和町落合財産区特別会計予算でございますが、歳入歳出それぞれ 602万 1,000円と定めるもので、内容については、第1表のとおりでございます。

182ページをお願いいたします。

歳入でございますが、1款1項1目財産貸付収入につきましては、相川、報恩寺、松坂地区への貸し付けの収入を計上いたしてございます。

2目利子及び配当金につきましては、基金の利子の計上でございます。

1款2項1目不動産売払収入につきましては、科目の設定でございます。

2款1項1目財産造成基金繰入金は、歳出への見合いのために基金からの繰り入れ財源を計上したものでございます。

以下、繰越金、諸収入につきましては、科目の設定でございます。

184ページをお願いいたします。

歳出、1款1項1目管理会費につきましては、管理会委員7名分の報酬ほか管理会の運営経費を計上したものでございます。

2款1項1目につきましては、財産区の事務経費についての計上、2目の財産管理費につきましては、7節賃金につきましては、財産区有地の境界刈り払い等に要する作業員賃金を計上したものでございます。

3目諸費につきましては、19節の負担金は町財産区連絡協議会への負担金、28節につきましては、こちらも同様、諸費での補助金の4団体へのもののほか、事務費につきまして 136万 9,000円を加えて繰出金計上したものでございます。以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

教育総務課長瀬戸善春君。



教育総務課長（瀬戸善春君）

187ページであります、議案第34号 平成21年度大和町奨学事業特別会計予算でございます。

第1条といたしまして、歳入歳出予算であります、歳入歳出それぞれ803万2,000円と定めるものであります。

2項といたしまして、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表であります。

190ページであります、歳入であります、1款及び2款につきましては、科目の設定であります。

3款は、財源調整による一般会計からの繰り入れであります。

4款につきましては、見込額についての計上でございます。

5款であります、諸収入、2項1目奨学費貸付金元利収入については、奨学金の貸付者76名からの償還金であります。

192ページであります、歳出でございます。

1款1項1目事業費21節貸付金につきましては、高校生9名、継続が6名、それから新規分といたしまして3名分、それから大学生26名、継続が16名で新規が10人の枠設定をいたしております。それぞれ奨学貸付金の計上でございます。

2目事業費につきましては、奨学事業審議会委員の報酬及び費用弁償並びに事務費についての計上でございます。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

町民課長瀬戸啓一君。

町民課長 （瀬戸啓一君）

それでは、194ページをお願いいたします。

議案第35号でございます。平成21年度大和町老人保健特別会計予算でございます。

第1条としまして、歳入歳出予算の総額を5,692万5,000円と定めるものでございます。

2項としまして、歳入歳出予算の内訳、内容としましては、「第1表 歳入歳出予算」によるものでございます。

198ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1 款支払基金交付金につきましては、1 項 1 目、2 目とも、これにつきましては社会保険診療報酬支払基金よりの交付金でございます、医療の実績及び医療審査に基づく交付金でございます。

2 款国庫支出金 1 項 1 目につきましては、医療費に係る国からの定率の負担金でございます。

3 款県支出金 1 項 1 目につきましては、2 款同様の宮城県からの定率の負担金でございます。

4 款繰入金 1 項 1 目につきましては、一般会計からの繰り入れでございます、公費負担相当分の繰り入れでございます。

5 款繰越金 1 項 1 目につきましては、20 年度からの繰越金の科目設定でございます。

6 款諸収入 1 項、2 項、3 項につきましては、それぞれ科目の設定でございます。

次のページをお願いいたします。

歳出でございます。

1 款総務費 1 項 1 目につきましては、11 節につきましては予算決算の印刷代等、13 節につきましては、医療費通知事務を国保連合会で共同で電算処理するための委託料でございます。

2 款医療諸費 1 項につきましては、1 目から 3 目につきましては、医療費、補装具、コルセット等でございますけれども、及び、高額医療費等につきまして平成 20 年度の 3% 相当額を計上いたしました。

4 目につきましては、審査手数料の委託でございます、これにつきましても 20 年度の 3% 相当を計上いたしました。

3 款諸支出金 1 項 1 目、2 目につきましては、20 年度の医療費確定精算に差異が生じた場合の償還金、還付金等ございまして、科目の設定でございます。

3 款の 2 項繰出金につきましては、上記同様、医療費の確定精算に基づく場合の差異が生じた場合、一般会計へ戻入金が発生するための科目設定でございます。

続きまして、説明書の 202 ページをお願いいたします。

議案第 36 号です。202 ページ、議案第 36 号 平成 21 年度大和町後期高齢者医療特別会計予算でございます。

第 1 条としまして、歳入歳出予算の総額を 1 億 6,427 万 1,000 円と定めるものがございます。

2項としまして、歳入歳出予算の内容としましては、「第1表 歳入歳出予算」によるものでございます。

206ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1款後期高齢者医療保険料でございまして、これにつきましては高齢者皆様からの保険料でございます。

1目の特別徴収金は、年金天引き分でございます。

2目の普通徴収は、納付書によるものでございます。

2款使用料及び手数料1項1目、2目につきましては、科目設定でございます。

3款繰入金1項でございます。これにつきましては一般会計からの繰入金でございますが、2目につきましては、保険料の所得割軽減に要します国庫補填分相当分の繰り入れでございます。

2項他会計繰入金は、科目設定でございます。

4款諸収入1項につきましては、科目設定でございます。

2項償還金及び還付加算金につきましても、科目設定でございます。

3項預金利子につきましても、科目の設定でございます。

4項受託事業収入でございますが、高齢者皆さんの健康診断業務に要しますものでございまして、広域連合よりの受託料でございます。

5項雑入につきましては、1目、2目とも科目の設定でございます。

次のページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款総務費1項1目の一般管理費の7節賃金につきましては、事務補助賃金でございます。

12節につきましては、保険者証の更新等の郵送料等でございます。

13節につきましては、健康診査の委託及び医療管理システムの保守料でございます。

2項徴収費につきましては、保険料の納入通知等に要しますもので、11節は印刷代、12節は郵送料等でございます。

2款後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、高齢者皆さんからの保険料を広域連合に納付するものでございます。

3款諸支出金1項につきましては、償還金、還付加算金でございます。

2項繰出金につきましては、科目の設定でございます。

4款予備費につきましては、予備費を計上したものでございます。  
以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

上下水道課長渋谷久一君。

上下水道課長（渋谷久一君）

それでは、議案書の 214ページをお願いいたします。

議案第37号 平成21年度大和町下水道事業特別会計予算についてご説明をいたします。

なお、上下水道課関係の平成21年度主要施策につきましては、概要書の23ページからとなっております。

平成21年度大和町の下水道事業特別会計予算は、次に定めるところによるものであります。

第1条、歳入歳出予算でございます。歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億 9,239万 3,000円と定めるものでございます。

第2項につきましては、予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表によるものでございます。

第2条、債務負担行為につきましては、第2表によるものであります。

第3条、地方債につきましては、第3表によるものでございます。

第4条、一時借入金でございます。地方自治法第 235条の3第2項の規定による借入れ最高額、2億円と定めるものでございます。

217ページをお願いいたします。

第2表の債務負担行為でございます。

2件ございまして、1件目が平成21年度水洗便所改造資金利子補給でございます。これにつきましては、期間が平成22年度から24年度までといたしまして、限度額は20万円とするものでございます。

次の水洗便所改造資金損失補償であります。期間は同じく22年度から24年度まで、限度額につきましては、融資資金に係る未回収金額とするものでございます。

次に、218ページでございます。

地方債であります。

起債の目的ごとの限度額でございますが、まず公共下水道債で1億1,530万円、資本費平準化債で1億2,000万円、流域下水道債で3,400万円、公共下水道整備事業借換債でございます。補償金免除繰上償還の本年度還付分が対象となっておりますので、4,750万円の借入れ限度を設定いたしまして、合計3億1,680万円とするものでございます。起債の方法、利率、償還方法は、記載のとおりでございます。

なお、補償金免除繰上償還の取り組み状況でございますが、議案第28号、37号、40号関係の先ほどの公的資金免除繰上償還関係の別添資料をお願いいたします。

2ページの方に平成21年度下水道事業特別会計繰上償還分ということで、先ほどの一般会計と同じように整理をさせていただいております。

本年度の借入れ予定額につきましては、上の欄で借入れの予定額につきましては、平成元年分の借入れでございまして、利率6.2%、借入れ当初で7,870万円のものでございます。平成22年の3月末の残高見込額が4,594万7,896円となっているものでございます。これに係ります補償金の免除相当額、下の欄の太字になりますが、1,639万3,004円ということでございます。

これによりましてどのように軽減されたかということで、下に平成19年度からの下水道事業の繰上償還の取り組み結果と、これからの予想をお示ししております。

利率につきましては6.7%からございましたが、平成19年度につきましては繰上償還分1億1,000万円ほどございましたが、この分につきましては借入れなしでの処理でございます。その結果ですね、これまでの償還、今年度、21年度含めました4億2,450万円の借入債の合計になる予定でございます。これによりまして償還前の支払利息、いわゆる補償金免除相当額が2億3,201万2,506円ということで、借入れ後の借換え利率が平成20年度分で1.2%の結果が出ております。21年度は1.5%見込みでございまして、合計で、差引支払利息の欄でございますが、2億202万1,109円、これが将来の軽減負担ということで借換債の成果となるものでございます。

以上のような状況でございます。

予算書にお戻りをお願いいたします。

220ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1款1項1目下水道負担金でございますが、これにつきましては平成20年度以前の賦課分納分、それから平成21年度の使用開始区域、高田、大平地区の一部に係る新規分18件を見込んでおります。

それから、1目の下水道使用料につきましては、前年度対比で2.1%増で見込み計上でございます。

2項1目の下水道手数料につきましては、責任技術者、指定店指定等の手数料でございます。

1款1目下水道国庫補助金につきましては、補助事業費1億2,700万円を予定しておりますので、この2分の1を計上しております。

次のページになります。

4款1項1目繰入金につきましては、管理費の2分の1及び借入償還金等の財源調整のため一般会計からの繰入金でございます。

次に、繰越金でございますが、次の預金利子とともに科目の設定でございます。

それから、6款2項1目雑入につきましては、下水道事業に対する宮城県環境事業公社からの助成金等を計上しております。

7款1項1目下水道債につきましては、補助事業、単独事業に係る公共下水道事業債、それから資本費平準化債、流域下水道債、それから簡保資金の先ほどの補助金免除に係る繰上償還の借換債等を見込んで計上しております。

222ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款1項1目一般管理費につきましては、事務管理経費のほか使用料等の賦課徴収委託、水洗便所普及費、水質規制及び施設の維持管理などに要する費用の計上でございます。

主なものでございますが、11節需用費につきましては、マンホールポンプの電気料、修繕料でございます。特に修繕料につきましては、舗装修繕、公共弁及びマンホールポンプ等の修繕の費用計上でございます。

次に、12節の通信費につきましては、マンホールポンプ等からの電話料でございます。また、手数料につきましては、使用料の徴収取扱手数料や污水管等の緊急清掃、くみ取り手数料でございます。

次に、13節につきましては、料金算定業務の水道事業への委託料、その他、流域下水道の接続点8カ所の、それから特定事業所18カ所、これの水質調査及び下水道台帳作成業務、下水道マンホールポンプ、それから排水管の清掃業務を委託する場合の費用の計上でございます。

223ページになります。

19節の負担金でございます。これにつきましては、吉田川流域下水道維持管理運営費につきまして、下水の予定排水量 431万トンと単価55円により概算の予定計上でございます。それから、仙台市の下水道維持管理負担金としまして宮城大学分、それから大衡村維持管理費といたしましては、系繰マンホールポンプ分の予定額の計上でございます。補助金につきましては、水洗便所改造資金利子補給金、融資あっせん予定分の利子補給分でございます。

27節公課費につきましては、消費税及び地方消費税納付見込額を計上しております。

次に、1款2項水道建設費でございます。1目建設費につきましては、公共下水道単独事業、補助事業及び流域下水道建設費負担金でございます。

この事業関係の主要概要につきましては、23ページに載っておりますので、あわせてご参照願います。

予算書の 224ページをお願いいたします。

13節の委託料につきましては、北部工業団地幹線の污水管の長寿命化対策に着手することから、この調査設計委託及び管路の普及拡大のための実施設計委託に要する費用の計上でございます。

14節につきましては、下水道工事の積算システムリース料でございます。

15節の工事請負費につきましては、補助事業分といたしましては、前年度に引き続きまして高田枝線等の管渠布設工事、同じく大和流通団地関連の専用管布設工事を予定しております。単独事業といたしましては、引き続き小鶴沢幹線の改良整備工事及び高田・柴崎地区の未整備箇所を整備をいたしまして、下水道の普及と改善に努めてまいる予定でございます。

次に、19節の負担金でございます。これにつきましては吉田川流域下水道建設費でございますが、宮城県中南部下水道事務所が整備する建設費に係る町村負担でございます。それから、仙台市の下水道建設費につきましては、宮城大学に係る仙台市の建設負担金でございます。

22節の補償金につきましては、大和流通団地関連下水工事等に伴う水道管の布設替えと物件移転補償でございます。

2款1項公債費につきましては、21年度分の借入金の元金利子の償還予定額の計上でございます。

以上が下水道でございます。

次に、予算書の 232ページをお願いいたします。

議案第38号 平成21年度大和町農業集落排水事業特別会計予算についてでございます。

平成21年度大和町の農業集落排水事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

第1条でございます。歳入歳出予算の総額を、それぞれ 4,904万 9,000円と定めるものでございます。

第2項につきましては、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額につきましては、第1表に定めるものでございます。

第2条、債務負担行為につきましては、第2表に定めるものでございます。

次に、235ページをお願いいたします。

235ページの債務負担行為でございます。これにつきましては2件でございます。下水の方と同じく水洗便所改造資金利子補給に係るものでございまして、期間が22年度から24年度まで、こちらが20万円でございます。それから、もう一つが改造資金損失補償でございます。22年度から24年度まで、同じ期間でございますが、これにつきましては融資資金の未回収部分に係るものを限度として定めるものでございます。

237ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1款1項1目農業集落排水事業分担金でございます。これにつきましては、19年度賦課で分納分が対象でございます。70件の収入見込みを計上しております。

2款1項使用料の方ですけれども、前年度比 4.5%増の見込額を計上しております。

次に、3款1項1目県補助金でございますが、維持管理補助金として本年度補助見込額を計上しております。

238ページになりますが、4款1項1目一般会計繰入金につきましては、管理費の充当分繰り入れでございます。

5款繰越金、6款諸収入につきましては、科目の設定でございます。

6款2項雑入につきましては、消費税還付金の見込額の計上でございます。

239ページでございます。

1款1項1目一般管理費となります。事務経費及び管渠、マンホールポンプ、クリーンセンターの維持管理に要する費用の計上でございます。

主なものでございますが、11節につきましては、クリーンセンターやマンホールポンプに係る電気料及びポンプ等の修繕料でございます。



12節の手数料につきましては、機器点検手数料及び使用料の徴収取扱手数料などでございます。

13節委託料につきましては、処理場の運転業務、汚泥処理、管路清掃、電気工作物の保安全管理、メーター検針、料金算定業務に係る委託の費用でございます。

次のページになりますが、19節補助金の水洗便所改造利子補給金につきましては、融資斡旋予定分の利子補給を見込み計上しております。

2款1項公債費につきましては、21年度分の元金及び利子の償還予定額でございます。

以上が農集排の関係でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

ここで休憩します。

再開は午後1時とします。

午前11時55分 休 憩

午後 0時59分 再 開

議 長 (大須賀 啓君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

上下水道課長渋谷久一君。

上下水道課長 (渋谷久一君)

それでは、議案書の248ページをお願いいたします。

議案第39号でございます。平成21年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計予算でございます。

平成21年度大和町の戸別合併処理浄化槽特別会計予算は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、歳入歳出予算でございます。歳入歳出予算の総額を、それぞれ6,676万円と定めるものでございます。

第2項につきましては、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額につき

ましては、第1表によるものでございます。

第2条、債務負担行為につきましては、第2表に定めるところによるものでございます。

第3条、地方債につきましては、第3表に定めるところによるものでございます。

251ページをお願いいたします。

第2表の債務負担行為でございます。

平成21年度水洗便所改造資金利子補給であります。期間につきましては平成22年度から平成24年度までとしまして、限度額を75万6,000円とするものでございます。

もう1件が、水洗便所改造資金損失補償でございますが、期間を同じく22年度から24年度まで、限度額は融資資金に係る未収金額を限度とするものでございます。

252ページになります。

第3表の地方債でございます。

合併処理浄化槽整備事業債の限度額でございますが、1,500万円とするものでございます。起債の方法、利率、償還方法につきましては、記載のとおりでございます。

詳細につきましては、254ページからお願いいたします。

なお、主要施策につきましては、合併浄化槽につきましては24ページに記載しておりますので、あわせてご参照をお願いいたします。

歳入でございます。

1款1項1目合併処理浄化槽分担金につきましては、新たに設置による供用開始予定分について見込んでおります。

2款1項1目合併処理浄化槽の使用料につきましては、前年度比9.8%増を計上しております。

3款1項1目合併処理浄化槽国庫補助金につきましては、設置事業費の3分の1の補助金を計上しております。

4款1項1目一般会計繰入金につきましては、事務費等の繰り入れでございます。

次ページになります。

5款繰越金及び6款1項預金利子につきましては、科目設定でございます。

2項の雑収入につきましては、消費税還付金の見込額を計上しております。

7款1項町債につきましては、合併処理浄化槽債の借入れ見込額を計上いたしております。

256ページをお願いいたします。

次に、歳出でございます。

1款1項1目一般管理費につきましては、事務費、管理費及び浄化槽維持管理に要する費用の計上でございます。

主なものでございますが、11節需用費のうち修繕費につきましては、浄化槽の軽微な修繕30カ所を見込んでおります。

12節役務費の手数料につきましては、合併処理浄化槽使用料を徴収するための取扱手数料及び浄化槽の法定検査手数料でございます。

13節委託料につきましては、浄化槽の保守清掃点検や料金算定業務及びメーター検針業務に係る委託料でございます。

19節補助金でございますが、これにつきましては水洗便所改造資金利子補給金でございます。融資斡旋予定分の利子補給分を計上いたしております。

257ページでございます。

1款2項1目合併処理浄化槽建設費でございます。新規設置事業に係る費用の計上でございます。

15節の工事請負費につきましては、浄化槽28基の設置工事に係るものでございます。内容といたしまして、5人槽が3基、7人槽20基、10人槽5基の28基を予定いたしております。

19節補助金につきましては、合併処理浄化槽設置事業につきまして旧吉岡西部地区に対する浄化槽設置の補助金をいたしておりますが、その見込額を計上しております。

2款1項公債費につきましては、21年度分の借入金の利子償還分でございます。

以上が合併処理浄化槽でございます。よろしくお願いたします。

次に、予算書の265ページをお願いいたします。

議案第40号 平成21年度大和町水道事業会計予算についてでございます。

初めに、第1条の総則でございます。平成21年度大和町水道事業会計の予算は、次に定めるところによるものでございます。

第2条、業務の予定量でございますが、給水戸数につきましては8,500戸を予定し、吉岡南第二及び杜の丘地区の関係などから、前年度より500戸多く見込んでおります。

次に、(2)の年間総給水量及び(3)の1日平均給水量であります。本年度の県大崎広域水道からの受水契約水量につきましては1日1万900トンとなっておりますことから、その8割、責任水量分8,720トン、これにつきまして1日の平均給水量といたし

ております。したがって、年間総給水量につきましては 318万 1,800トンとなり、これを業務の予定量といたすものでございます。

次に、第3条、収益的収入及び支出の予定額でございます。

収入につきましては、水道事業収益の合計で9億 4,617万 6,000円、支出につきましては、水道事業費用の合計で8億 7,767万 4,000円といたしまして、収支差し引き 6,850万 2,000円となりますが、これを黒字の収支予定といたしております。

次に、4条の資本的収入及び支出の予定額でございます。

先に 266ページをお願いいたします。

収入につきまして、資本的収入の合計額2億 2,069万 3,000円、支出につきましては4億 1,892万 4,000円の予定でございます。

前のページにお戻りをお願いいたします。

第4条でございますが、条文の括弧書きでございます。今のこの予算に定める収入額が支出に不足する1億 9,823万 1,000円、これにつきましては、過年度分損益勘定留保資金から1億 8,823万 1,000円、建設改良積立金から1,000万円、これによって補てんすることといたしております。

また 266ページをお願いいたします。

第5条、企業債でございます。

鶴巣落合線配水管強化事業の着手によりまして、本年度工事費 6,600万円の借入れを予定するものでございます。また、補償金免除繰上償還に係る本年度分の繰上償還分1億 3,650万円への借換債を予定するものでございます。起債の方法、利率、償還の方法は、記載のとおりでございます。

ここで、先ほどの繰上償還に係る資料でございますが、お願いいたします。

第40号関係となります。公的資金補償金免除繰上償還の3ページをお願いいたします。

平成21年度水道事業会計繰上償還分ということで、利率が5%以上6%未満が本年度対象になっております。借入れにつきましては3件の繰上償還予定でございます。61年、62年、平成3年、水道事業の4次拡張分が2件、5次拡張が1件でございます。22年3月末の残高見込が1億 3,655万 7,900円でございます。これによります補償金免除の相当額でございますが、3,575万 9,916円というところになっております。

また、下の参考の方でございます。

19年度から繰上償還いたしております。利率が 8.5%のものがございました。それから6%、7%、今回5%から6%ということがございます。借換債の償還額に対しまして借換債の元金でございますが、19年度が 3,080万円、20年度が1億 6,550万円、21年度が1億 3,650万円ということで、その利率は1.52%、1.2%、1.50%、これは予定でございますけれども、これによって借入れを予定しております。支払利息の欄が補償金免除分でございます、合計が1億 1,071万 9,349円でございます。先ほどの見込みの利率も含めまして支払利息の総額が 2,204万 4,740円ということがございますので、差引支払利息が 8,867万 4,609円、これが今後の事業支出から軽減される金額となるものでございます。

次に、戻りまして 267ページをお願いいたします。

予算書の 267ページでございます。

第6条でございます。議会の議決を経なければ流用することができない経費についてでございますが、職員6名分の給与費等 5,251万 9,000円を定めるものでございます。

第7条につきましては、他会計からの補助金でございます。高料金対策等の補助金としまして一般会計からの繰り入れ予定額 1億 1,908万 9,000円を定めるものでございます。

第8条につきましては、たな卸資産の購入限度額、2,000万円とするものでございます。

次に、予算書の方に入りまして、273ページをお願いいたします。

水道事業の貸借対照表でございます。事業が継続することによりまして、一応20年度の見込みの貸借対照表、20年度末の貸借対照表を、予定額をお示ししております。これは21年度の期首の予定額ともなります。

まず、資産の部でございますが、1の固定資産につきましては、構築物等でございますが、第6次拡張事業、配水管布設替え事業などによります構築物等の建設仮勘定からの振替が20年度中にございましたことから増加、それから減価償却による減価等によりまして、前年対比、決算対比で 5,929万 5,000円ほど減っております。合計で、273ページの右下になりますけれども、56億 8,722万 3,717円という資産の予定でございます。

次に、流動資産、274ページの流動資産になりますが、こちらは(1)の現金預金等の増加によりまして、前年度対比で約 7,027万 5,000円ほど増加いたしまして、これも

右手の合計額になりますけれども、5億9,766万558円ということになります。

資産合計がその下の62億8,488万4,275円ということで、前年度決算額より1,098万円の増加の予定でございます。

次に、負債の部でございますが、4の流動負債につきましては、固定負債はございませんので、未払金予定額の計上でございます。負債合計で1億2,200万円、開発負担金などによる前年度よりの若干増加しております。

さらに、資本の部に入ります。

5の資本金の(1)の自己資本金につきましては、一般会計からの出資金及び補助金によります口の繰入資本金、それに建設改良積立金等の補てんに係る組入資本金、これらの増加によりまして2,661万9,000円ほど増加をいたしております。

次、275ページをお願いいたします。

(2)の借入資本金でございます。これにつきましては、企業債の残高ということになります。前年度決算に比較しまして7,993万4,000円の減ということで、減少してきておりまして、合計が14億3,833万3,193円の予定をいたしております。

資本金合計額は32億2,302万9,133円という予定でございます。

次に、6の剰余金でございますが、このうち(1)の資本剰余金につきましては、他会計負担金等の増加により若干ふえております。それから、利益剰余金の合計でございますが、これにつきましては、ここにございます減債積立金、利益積立金、建設改良積立金、さらには当年度未処分利益剰余金、これらの増加がございますので、剰余金の合計額で前年度決算より4,889万9,000円ほど増加いたしまして、下から3番目の合計になりますが、29億3,985万5,142円の予定となっております。

この資本金と剰余金を合わせた資本合計につきましては、その下の61億6,288万4,275円、これは微増という状況でございます。負債・資本の合計につきましては、資産の合計と同額となっております。

この資本合計から企業債を差し引きましたいわゆる自己資本構成比につきましては、今期ですね、76.7%となりまして、前年度決算より1.3ポイント上昇いたす予定であります。

次、276ページの平成21年度の大和町水道事業予定貸借対照表でございます。これにつきましては、21年度の事業執行後の期末の予定額ということでございます。

同じく資産の部でございますが、固定資産の合計額で期首の予定額より1,639万4,000円ほど増加いたしております、ここにございます合計が57億361万8,000

6円を予定しております。これらは管渠等の構築物の増加によるものでございます。

次、277ページをお願いいたします。

2の流動資産につきましては、(1)現金預金の増加によりまして5,242万1,000円増加ということで、資産合計は、前年度予定額より6,881万6,000円の増加で、63億5,370万275円を予定いたしております。現金預金の増加がでございます。

次に、負債の部でございますが、4の流動負債の未払金の予定額でございます。これは見込みでございまして、負債合計で1億3,000万円を今期は予定しております。今期末ですね。

次に、資本の部でございます。

5の資本金でございます。(1)自己資本金につきましては、組入資本金の増加によるものでございます。

それから、78ページになります。

(2)の借入資本金の減少によりまして、資本合計は32億2,069万4,133円の微増の予定でございます。

次に、6の剰余金になります。

資本剰余金には増減はございませんが、(2)の利益剰余金の先ほどの各負担、積立金でございますね、これで5,579万9,000円ほど増加しております。さらに、当年度未処分利益剰余金の増加を見込んでおりまして、資本金と剰余金を合わせた資本合計は6,081万6,000円増の62億2,370万275円と予定いたしております。負債・資本の合計は資産の合計と同額でございまして、自己資本の構成比率でございます。77.2%になる予定でございまして、0.5ポイント上昇する見込みでいたしております。

279ページをお願いいたします。

これにつきましては、平成20年度の大和町水道事業予定損益計算書でございます。

1の営業収益と2の営業費用における営業収支におきましては、1億2,665万4,000円の営業損失となります。ただ、3の営業外収益と4の営業外費用の営業外収支、これにつきましては1億8,235万5,000円の黒字となりまして、5,570万1,000円の経常利益を予定いたしております。

これに過年度損益修正益と当年度純利益、前年度繰越利益剰余金を加えた当年度末未処分利益剰余金の予定額を5,617万8,000円といたすものでございます。

次に、280ページになりますが、平成21年度大和町水道事業会計の予算内訳書でございます。

初めに、収益的収入及び支出です。

収入の1款水道事業収益であります。1款1目給水収益につきましては、水道料金及びメーター使用料の収入を合わせて計上しておりますが、約1%増で計上いたしております。

2目の受託工事収益につきましては、大和流通工業団地関連下水道工事及び道路改良事業関係、町道関係、県事業関係でございますが、それらの整備に伴う配水管移設に係る受託工事収益でございます。

3目の給水加入金につきましては、新たに160件を見込んでおります。

4目その他営業収益は、コードカバー、分水サドルなど売買取引、それから給水工事の設計審査及び開栓手数料、下水料金等の徴収受託料並びに消火栓維持管理手数料などを計上しております。

次に、2項の営業外収益でございます。1目一般会計補助金につきましては、高料金対策等補助金でございます。県からの受水費留保解除に伴いまして負担増になってきておりますことから、前年度当初の10.6%増の概算計上でございます。

2目は、預金利子でございます。

281ページをお願いいたします。

3目開発負担金でございます。21年度につきましては、宮城県開発公社からの大和リサーチパーク等からの開発負担金を計上いたしております。

4目雑収益につきましては、第三者による給配水管の破損修繕の際の収益を計上いたしております。

次に、支出となります。

1款水道事業費用の1項1目浄配水費につきましては、まず給料、手当、法定福利費の人件費でございます。これにつきましては損益勘定支弁職員分として4名を計上しております。ほかの2名分につきましては、資本勘定支弁職員として資本的収支予算で計上いたしております。賃金につきましては、事務費補助金6カ月分でございます。事務補助員の6カ月分でございます。保険料につきましては、昨年度基準見直しがありました。本年度につきましては前年度より大幅に減額となっております。委託料につきましては、メーター検針員12名への委託、大崎市水道部への水質検査業務委託、水道メーターの検満期間満了に伴う交換業務委託などのほか、新たに今回開始・中止作業の業務の委託を予定いたしております。

282ページになります。



動力費でございます。動力費につきましては、宮床2号ポンプ場ほか8施設ございますが、これらの動力電気料でございます。修繕費につきましては、給配水管の修繕、簡易水道施設修繕及び検満メーターの修理費用でございます。受水費につきましては、広域水道からの受水料金でございます。賃借料につきましては、水道料金調定料金システム、それから文書管理システムなどコンピューター機器の借上料でございます。

2目の受託工事費につきましては、収益に対応しておりますが、下水道及び町道改良工事等に係る配水管の布設替えの工事費でございます。

次に、3目の総係費でございます。報酬につきましては、水道審議会委員12名の報酬でございます。委託料でございますが、これにつきましては水道事業庁舎の宿日直業務の委託でございます。賃借料につきましては、水道施設、石倉暫定ポンプ場用地の土地借上料及び升沢簡易水道、八志田橋のNTT施設添架の使用料でございます。

4目減価償却費につきましては、建物、配水管等の構築物、機械装置、その他固定資産の平成21年度分の償却予定額でございます。

283ページをお願いいたします。

5目及び6目につきましては、たな卸資産減耗費、それからコードカバー、分水サドル等の購入原価を計上いたしております。

2項営業外費用になりますが、1目は企業債の利息の計上でございます。

2目につきましては、雑支出でございまして、第三者による給配水管の破損修繕費の計上でございます。

次に、284ページになりますが、資本的収入及び支出でございます。

収入でございますが、1款資本的収入1項1目企業債につきましては、補償金免除繰上償還分の借換え及び鶴巣落合線配水管強化工事に係る企業債借入れ予定額を計上いたしております。

2目出資金につきましては、広域化事業でございますが、平成元年度以前の広域化事業に対する企業債に係る元利償還金の30分の7相当額を出資いただいているものでございます。

次に、支出でございます。

こちら建設事業になりますが、主要施策の方の水道の施策につきましては、24ページから26ページにあわせて記載をいたしておりますので、ごらんいただきたいと思います。

1 款建設改良費 1 項 1 目配水管布設事業費につきましては、漏水事故の未然防止と管網構築の観点から、計画的に配水管の布設替え工事を実施するものでございます。場所につきましては、記載されてございますけれども、県道大和幡谷線、それから町道松坂報恩寺線、それから町道東車堰線、それから国道 4 号関連等でございます。

2 目の鶴巢落合配水管強化事業につきましては、平成19年11月の漏水事故を踏まえて、配水管の複線化により東部地区の給水の安定を図るため、本年度より 5 ヵ年計画で新たな配水管の布設工事に着手するものでございます。区間につきましては、国道 4 号線の手前から東土地区画整理地内を通りまして、舞野の渉戸交差点までの 1,800メートルでございます。総事業費が 3 億 3,000 万円で予定をいたしております。

管工事費につきましては、この事業の本年度工事分を計上いたしております。延長 400メートルで口径 350ミリの管の埋設でございます。

285ページをお願いいたします。

3 目の簡易水道事業の管工事費でございます。これにつきましては、いわゆる水道と同じでございますが、漏水対策として難波金取南地区の配水管の布設替え工事、引き続き行いますので、この工事費を計上いたしております。

調査設計費につきましては、根古若畑簡易水道の関連でございますが、クリプトスポリジウム対策の実施が必要となっておりますことから、浄水方法の変更による認可変更を行うための費用を計上いたしております。

4 目老朽管対策事業につきましては、吉岡地区の上町城内中地区の配水管布設工事を予定いたしております。

5 目営業設備費の量水器につきましては、新設の水道メーターの購入費でございます。自動車費につきましては、業務用軽自動車の更新を行うものでございます。

次に、2 項 1 目企業債償還金につきましては、借用元金の支払金額、予定分を計上いたしております。

以上、水道事業の予算内容でございます。よろしくをお願いいたします。

議 長 (大須賀 啓君)

これで説明を終わります。

議長 (大須賀 啓君)

日程第15、予算特別委員会の設置についてを議題といたします。

議案第28号から議案第40号までの各種会計予算については、議長を除く全員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、議案第28号から議案第40号までの各種会計予算については、議長を除く全員をもって構成する予算特別委員会に付託の上、審査することに決定しました。

ただいま特別委員会が設置されましたので、ここで委員長及び副委員長を選任願います。

委員長、副委員長を選任するため暫時休憩します。

午後1時33分 休憩

午後1時34分 再開

議長 (大須賀 啓君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

予算特別委員会の委員長及び副委員長が選任されましたので報告いたします。

委員長に中山和広議員、副委員長に堀籠日出子議員が選任されました。

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定いたしました。

本日は、これで延会します。

再開は、あすの午前10時です。

午後1時35分 延会